（認定の取消し）

第五条　経済産業大臣は、第二条の規定により認定をした教育訓練が廃止されたとき又は同条各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（認定期間）

第六条　認定の期間は、当該認定の適用日から三年間とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○特許庁告示第八号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社古賀総研から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年七月三十一日

特許庁長官　宗像　直子

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第10号（3）	株式会社古賀総研	東京都八王子市横山町6番9号丸多屋ビル2F・3F
第18号（2）		
第40号（1）		
第52号		
第53号		

○国土交通省告示第七百十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十九年七月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　2
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人　日本橋梁建設協会
(三)　変更後の代表者の氏名　坂本　眞
(四)　変更年月日　平成二十九年五月二十六日

○国土交通省告示第七百十七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十九年七月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　33
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人　全国板硝子工事協同組合連合会
(三)　変更後の代表者の氏名　橋本　和明
(四)　変更年月日　平成二十九年六月九日

○防衛省告示第百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三十一日

防衛大臣　岸田　文雄

日　時　平成二十九年八月七日（予備、同月八日及び同月九日）の間、毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の北緯三七度二四分一二秒、東経一三五度〇〇分五八秒の地点を中心とする半径三十五海里の区域

実施艦等　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月三十一日

東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南陽市鍋田字前田三一九三四番七から同市椚塚字前田七三九番一まで	前	一・三七～二一・四二メートル
	後	二〇・六〇～九七・一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月三十一日

東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市北矢野目字成田小屋一二番二から同市飯坂町平野字若狭小屋八番一まで	前	二四・〇〇～三九・五〇メートル
	後	二四・〇〇～二八・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類及び路線名　一般国道　二十九号

〃　占用を制限する区域　姫路市林田町松山字井口一八九番地内

〃　姫路市林田町松山字井口一八九番から同市林田町松山字井ノ口山一八八番八まで

〃　姫路市林田町松山字井ノ口山一八八番八から同市安富町狭戸字堺東筋一番まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月二十一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所